

一定の高齢者等への検査助成事業について

① 事業の目的

- 高齢者および基礎疾患を有する者は、感染した場合に重症化するリスクが高い。
- 重症者の増加は、医療提供体制のひっ迫につながる可能性がある。
- 重症者を増加させないために、地域の感染状況に応じて、**検査を希望する**一定の高齢者および基礎疾患を有する者への**市区町村における検査（任意検査）**の取組を支援する。

② 実施主体

- 市区町村

③ 検査対象

- (1) 65歳以上の高齢者
- (2) 基礎疾患を有する者

④ 対象となる検査【国の基準額】

- (1) PCR検査【20,000円】
- (2) 抗原定量検査【7,500円】

⑤ 国の経費負担の上限

基準額の1/2（PCR検査：10,000円、抗原定量検査：3,750円）

（例1）PCR検査の費用が25,000円、かつ、患者から検査費用を5,000円徴収する場合

国：10,000円　市：10,000円　患者：5,000円

（例2）PCR検査の費用が30,000円、かつ、患者から検査費用を徴収しない場合

国：10,000円　市：20,000円

⑥ 課題

- 国の基準に合致する対象者は膨大（参考：市内65歳以上の人口40,261人・2020年4月1日現在）
- 任意検査対象者の市独自の**条件設定**（対象者、費用負担、検査を受ける回数など）
- 任意検査に対応する**検査実施体制の構築**（医療機関との調整）
- **陽性患者への対応**※擬陽性への対応を含む（保健所との調整）　など